

平成30年4月から下水道使用料が変わります

下水道は、生活排水などの汚水を浄化し、川や海などの水質汚濁を防ぐ等清潔で快適な生活環境を維持するための重要な施設です。

下水道事業は、一般会計とは別に特別会計を設け、独立採算制に基づいた安定した運営をしなければならず、汚水を処理する費用は、主に下水道使用料で賄うのが原則です。しかし、下水道使用料の収入だけではすべてを賄うことができず、一般会計からの繰入れで補っているのが現状です。

そこで、健全な下水道事業運営を図るために、4月から下水道使用料を平均4.8%（1%～10.8%）引き上げることとさせていただきます。

市では、今後も管理運営の一層の合理化に努めますので、皆様の御理解をお願いいたします。

一般的な家庭の下水道使用料は

2か月あたりの排水量	旧料金 (税込み)	新料金 (税込み)	増加額
0m ³ ～16m ³	1,753円	1,773円	20円
20m ³	2,224円	2,248円	24円
40m ³	4,579円	4,624円	45円
60m ³	7,084円	7,518円	434円
80m ³	9,720円	10,629円	909円
100m ³	12,420円	13,761円	1,341円

新しい料金の計算の期間は

平成30年4月1日分から新料金が適用されます。使用期間が3月から4月にまたがる場合は、新旧料金の使用日数に応じた日割で計算します。

下水道使用料の単価表

下水道使用料単価表（消費税別）
一般家庭は、基本的に隔月点検になります。

1カ月当たり（毎月点検の場合）			2カ月当たり（隔月点検の場合）			速算表 (消費税込)
排水量	単価	調整額	排水量	単価	調整額	
～8m ³	821円/m ³	—	～16m ³	1,642円/m ³	—	単価×1.08
9～20m ³	110円/m ³	59円	17～40m ³	110円/m ³	118円	{ (排水量×単価) －調整額 } ×1.08
21～30m ³	134円/m ³	539円	41～60m ³	134円/m ³	1,078円	
31～40m ³	144円/m ³	839円	61～80m ³	144円/m ³	1,678円	
41～50m ³	145円/m ³	879円	81～100m ³	145円/m ³	1,758円	
51～100m ³	160円/m ³	1,629円	101～200m ³	160円/m ³	3,258円	
101～300m ³	211円/m ³	6,729円	201～600m ³	211円/m ³	13,458円	
301～1000m ³	243円/m ³	16,329円	601～2000m ³	243円/m ³	32,658円	
1001～5000m ³	265円/m ³	38,329円	2001～10000m ³	265円/m ³	76,658円	
5001m ³ ～	284円/m ³	133,329円	10001m ³ ～	284円/m ³	266,658円	

※排水量は、水道使用量（地下水等の利用者は別途算定）

※算出後、1円未満は切り捨て

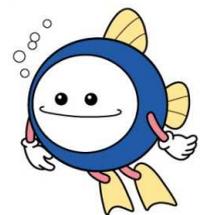
下水道使用料の計算例

2カ月の排水量が40m³の場合

$$\{ (40\text{m}^3 \times 110\text{円}) - 118\text{円} \} \times 1.08 = 4,624\text{円}$$

$$\{ (\text{排水量} \times \text{単価}) - \text{調整額} \} \times \text{消費税分} = \text{下水道使用料}$$

下水道マスコット
キャラクター
「スイスイ」



●お問い合わせ先●

伊勢原市土木部下水道業務課 電話 0463-92-3031